

4 1 0 5 酒類の輸入について

酒類を輸入しようとする場合には、食品衛生法等による「届出」等の手続が必要となります。具体的な手続等については、以下のとおりです。

1．個人使用目的の場合

輸入しようとする酒類の総量が10kg程度（750mlボトルで12本程度）であることなどにより、個人使用目的であると認められる場合には、届出等の手続は必要ありません。

なお、携帯品又は別送品として酒類を輸入しようとする場合には、3本（750ml程度のものを1本とする。）まで、関税、消費税及び酒税が免除されます。

2．自己の営業場（酒場、料理店等）で飲用に供する目的の場合

貨物を輸入しようとする場所を管轄する検疫所に、「食品等輸入届出書」を提出することが必要となります。

3．販売目的の場合（2の場合を除く）

（1）貨物を輸入しようとする場所を管轄する検疫所に、「食品等輸入届出書」を提出することが必要となります。

（2）輸入した酒類を販売しようとする場合には、酒税法に基づく酒類の販売業免許を受けていることが必要となります。酒類の販売業免許の申請等の手続については、最寄りの税務署等に照会してください。

（3）酒類販売業者が保税地域から酒類を引き取ろうとする場合には、その容器の見やすい箇所に、その品目、アルコール分等の事項を、容易に識別することができる方法で表示することが義務づけられています。酒類の品目等の表示方法については、税関長に届け出ることが必要です。

* 各場合において、課税価格の合計額が1万円以下の場合には、関税及び消費税は免除されます。（酒税は免除されません。）

（食品衛生法第27条、酒税法第9条、酒類業組合法第86条の5、輸徴法第13条、関税定率法基本通達14-11）

主な酒類にかかる税率

分類	該当する酒類	関税		酒税	
		一般税率	簡易税率 (注1)	アルコール分	税率
発泡性 酒類	ビール	無税			220,000 円/k
	発泡酒 (麦芽比率 25～50%)	(注3)	(注3)	10度未満	178,125 円/k
	発泡酒 (麦芽比率 25%未満)	(注3)	(注3)	10度未満	134,250 円/k
	その他の発泡性酒類 (ホップ等を原料とした もの(一定のものを除 く。)を除く。)	(注3)	(注3)	10度未満	80,000 円/k
醸造 酒類	ワイン	15%又は125円 / のうちいずれ か低い税率。た だしその税率が 67円/ を下回 る場合は67円/ 。(注2)	70円/		80,000 円/k
蒸留 酒類	ウイスキー/ブラン デー/スピリッツ	(注3)	(注3)	37度未満	370,000 円/k (注4)
混成 酒類	リキュール/ 甘味果実酒	(注3)	(注3)	13度未満	120,000 円/k (注5)

(注1) 簡易税率とは、課税価格の合計額が10万円以下の一般輸入貨物及び国際郵便物に対して適用される税率です。

(注2) スパークリングワイン及び強化ぶどう酒(シェリー、ポートなど)を除き、2以下の容器入りにしたものに限ります。

(注3) 輸入しようとする貨物のアルコール分などにより税率が異なりますので、最寄りの税関相談官までお問い合わせください。

(注4) アルコール分が37度を超える1度ごとに10,000円/kが加算されます。

(注5) アルコール分が12度を超える1度ごとに10,000円/kが加算されます。